

紫波町の歴史をふまえた健康的なまちづくりの推進に関する協定

紫波歴史研究会（以下「甲」）と、一般社団法人みんなの健康らぼ（以下「乙」）は、次の通り、紫波町の歴史をふまえた健康的なまちづくりの推進に関する協定（以下、「本協定」という）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲乙相互間の信頼に基づいて公正な関係性を構築し、紫波町の多種多様な歴史遺産の普及継承活動と健康的なまちづくりの推進活動との間で、相互融合的に取り組むことを目的とする。

（協定期間）

第2条 本協定の有効期間は、令和3年9月1日から令和5年3月31日までとする。

2、本協定の延長については、協定満了の1ヶ月前までに両者が協議の上で取り決めることができるものとし、別途書面にて協定締結することとする。

（業務の内容）

第3条 甲及び乙は、次に定める規定に則り、相互に協力し合い実施する。

2、業務に関する事務取扱の細目については、本協定の趣旨に基づき、甲乙協議の上、とりきめるものとする。

3、甲及び乙が協力する主な事業は下記の通りとする。

- ①甲の有する紫波町の歴史資料のデジタル・アーカイブ化に係る事業
- ②甲の有するアプリのうち、健康づくりに資するコンテンツの作成に係る事業
- ③甲の実施する歴史講演会等の開催に係る感染対策事業
- ④その他、甲乙協議のもと、適当と判断される事業

4、本研究活動の内容は、甲と乙の双方により適宜 SNS やウェブメディアで情報発信を行っていくものとする。

（資料・情報等）

第4条 甲及び乙は、それぞれ相手方から貸与された資料、機器等がある場合、本件業務以外の用途に使用してはならず、善良なる管理者の注意義務をもって使用・保管・管理するものとする。

2、貸与された資料、機器等が不要となった場合、本協定が解除された場合、または要請があった場合、甲及び乙は、貸与された資料、機器等をすみやかに返却するものとする。

（機密保持）

第5条 甲及び乙は、本協定に関して知りえた情報を一切他に漏洩させてはならない。

（成果の権利および知的財産権の帰属）

第6条 本協定に基づき甲及び乙が作成した成果物（中間成果物も含む）および役務の提供の結果、発生した著作権及びその他の無体財産権は、甲と乙が共同に保有するものとする。

2、前項の規定における甲と乙の権利は、著作権法第27条（翻訳権、翻案権等）及び第28条（二次的著作物に関する原作者の権利）に規定される権利も含むものとする。

（権利の侵害）

第7条 甲及び乙は、本協定に定める業務を行なうにあたり、第三者の権利を侵害しないよう留意するとともに、甲が乙、乙が甲のために作成した成果物（中間成果物も含む）および役務の